

第64号議案

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成28年11月8日

提出者 文京区教育委員会
教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則（平成十七年十月文京区教育委員会規則第
五号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第2（第6条関係）
調整基準表

類型	細目	調整指数
区民	①文京区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者である。	4
	②文京区の区域外に住所を有し、区内に勤務し、又は在学する者である。	1
新規	新規入所である。	1
生活保護	生活保護受給世帯である。	4
ひとり親	①死別し、若しくは離婚した者、離婚に係る調停若しくは裁判を行っている者又は婚姻によらないで母若しくは父になった者である。	3
	②父又は母のみで保育しており、かつ、両親が別居中である。	1
多子	①兄弟姉妹が区内の認可保育所在園である。	2
	②小学校3年生までの兄弟姉妹がいる。	1
	③多胎児である。	2
障害	①申込児が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者又は東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である。	2
	②保護者が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項に規定する障害の程度が1級から3級までのもの、東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が1度から4度までのもの若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が1級から3級までのものである場合又は申込児の兄弟姉妹が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者若しくは東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である場合	1
受託	区長が別に定める施設又は事業を6月以上利用している。	1
待機	6月以上待機している。	1
親族	同居親族及び協力親族がない。	1
自営協力	保護者のいずれかが居宅内勤務の自営協力である。	-1
失業者	主として生計を維持する者が申込みの日前3月以内に失業したことにより、就労の必要性が高い。	2
育休明け	育児休業取得前に区内の認可保育所に入所しており、育児休業の終了に伴い、再度入所を希望する場合（兄弟姉妹ともに申し込む場合に限る。）	3

卒園児	保育の対象を2歳児若しくは3歳児までとしている区内の認可保育所若しくはグループ保育室の卒園又は文京区家庭的保育事業における保育の提供(児童が3歳になる日の属する年の年度末まで継続したものに限る。)の終了に伴う入所申込みである。	2
採用内定	採用の内定があり、又は就労開始後3月未満である。	1

備考

- 1 上記類型に該当する場合は、評価基準表の基本指数に、当該類型の各細目に定める調整指数を加算する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところとする。
 - (1) 入所選考において内定を辞退した場合 当該入所選考と同一年度内の入所選考において新規、受託及び待機の加算を行わない。
 - (2) 保護者が保育料又は延長保育料を滞納している場合 調整指数の加算を行わない。
- 2 同一類型内の細目については、重複して加算しない。ただし、障害の類型の細目については、この限りでない。
- 3 生活保護及びひとり親の類型については、いずれか一方のみ加算する。
- 4 認可保育所とは、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例(平成17年10月文京区条例第57号)第4条に規定する長時間保育を利用している場合を含むものとする。
- 5 多子の類型については、申込児に小学3年生までの兄弟姉妹がおり、当該兄弟姉妹が保育所申込年齢児(生後4月以上の乳幼児をいう。)であるにもかかわらず、当該兄弟姉妹の保育所入所申込みがない場合は、調整指数の加算は行わない。
- 6 多子の類型の細目③については、当該多胎児が新規に同時入所申込みの場合のみ対象とする。
- 7 卒園児は、区内に住所を有し、引き続き翌年度4月からの入所を希望する者を対象とする。ただし、たんぽぽ保育園分園、たんぽぽ保育園第二分園及びグローバルキッズ後楽二丁目園分園を卒園する児童を除く。
- 8 卒園児及び受託又は待機の類型については、いずれか一方のみ加算する。ただし、卒園児の類型に該当した後、新たに受託又は待機の類型に該当した場合を除く。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則別表第二の規定は、平成二十九年四月一日以後に長時間保育の実施を受けようとする幼児に係る長時間保育実施の申込み、選考及び承諾について適用し、同日前に長時間保育の実施を受けようとする幼児に係る長時間保育実施の申込み、選考及び承諾については、なお従前の例による。

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則

新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第五条（略）</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第六条 委員会は、条例第四条第二項に該当する場合で、第三条の定員に空きがあるときは、長時間保育の実施を許可する。</p> <p>2 委員会は、長時間保育の申込者数が定員を超えるときは、別表第二により選考を行い、困窮度の高い者から許可する。</p> <p>3～6（略）</p> <p>第七条～第十四条（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この規則は、平成二十八年十一月十日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この規則による改正後の文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則別表第二の規定は、平成二十九年四月一日以後に長時間保育の実施を受けようとする幼児に係る長時間保育実施の申込み、選考及び承諾について適用し、同日前に長時間保育の実施を受けようとする幼児に係る長時間保育実施の申込み、選考及び承諾については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表第1（第3条関係）（略）</p> <p>別表第2（第6条関係）【別紙1】</p> <p>別記様式第1号～第10号（略）</p>	<p>第一条～第五条（略）</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第六条 委員会は、条例第四条第二項に該当する場合で、第三条の定員に空きがあるときは、長時間保育の実施を許可する。</p> <p>2 委員会は、長時間保育の申込者数が定員を超えるときは、別表第二により選考を行い、困窮度の高い者から許可する。</p> <p>3～6（略）</p> <p>第七条～第十四条（略）</p> <p>別表第1（第3条関係）（略）</p> <p>別表第2（第6条関係）【別紙1】</p> <p>別記様式第1号～第10号（略）</p>

【別紙1】

改正後（案）

類型	細目	調整指数
区民～新規 (省略)		
生活保護	生活保護受給世帯である。	4
ひとり親～障害 (省略)		
受託	区長が別に定める施設又は事業を6月以上利用している。	1
待機～採用内定 (省略)		

備考

- 1 上記類型に該当する場合は、評価基準表の基本指数に、当該類型の各細目に定める調整指数を加算する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 入所選考において内定を辞退した場合 当該入所選考と同年度内の入所選考において新規、受託及び待機の加算を行わない。
 - (2) 保護者が保育料又は延長保育料を滞納している場合 調整指数の加算を行わない。
- 2 同一類型内の細目については、重複して加算しない。ただし、障害の類型の細目については、この限りでない。
- 3 生活保護及びひとり親の類型については、いずれか一方のみ加算する。
- 4 認可保育所とは、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成17年10月文京区条例第57号）第4条に規定する長時間保育を利用している場合を含むものとする。
- 5 多子の類型については、申込児に小学3年生までの兄弟姉妹がおり、当該兄弟姉妹が保育所申込年齢児（生後4月以上の乳幼児をいう。）であるにもかかわらず、当該兄弟姉妹の保育所入所申込みがない場合は、調整指数の加算は行わない。
- 6 多子の類型の細目③については、当該多胎児が新規に同時入所申込みの場合のみ対象とする。
- 7 卒園児は、区内に住所を有し、引き続き翌年度4月からの入所を希望する者を対象とする。ただし、たんぼぼ保育園分園、たんぼぼ保育園第二分園及びグローバルキッズ後楽二丁目園分園を卒園する児童を除く。
- 8 卒園児及び受託又は待機の類型については、いずれか一方のみ加算する。ただし、卒園児の類型に該当した後、新たに受託又は待機の類型に該当した場合を除く。

現行

類型	細目	調整指数
区民～新規 (省略)		
低所得者	生活保護世帯である。	4
ひとり親～障 害 (省略)		
受託	入所要件に準ずる理由による受託証明書(受託期間が6月以上)の提出がある。	1
待機～採用内 定 (省略)		

備考

- 1 上記類型に該当する場合は、評価基準表の基本指数に、当該類型の各細目に定める調整指数を加算する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 入所選考において内定を辞退した場合 当該入所選考と同一年度内の入所選考において新規、受託及び待機の加算を行わない。
 - (2) 保護者が保育料又は延長保育料を滞納している場合 調整指数の加算を行わない。
- 2 同一類型内の細目については、重複して加算しない。ただし、障害の類型の細目については、この限りでない。
- 3 低所得者及びひとり親の類型については、いずれか一方のみ加算する。
- 4 認可保育所とは、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例(平成17年10月文京区条例第57号)第4条に規定する長時間保育を利用している場合を含むものとする。
- 5 多子の類型については、申込児に小学3年生までの兄弟姉妹がおり、当該兄弟姉妹が保育所申込年齢児(生後4月以上の乳幼児をいう。)であるにもかかわらず、当該兄弟姉妹の保育所入所申込みがない場合は、調整指数の加算は行わない。
- 6 多子の類型の細目③については、当該多胎児が新規に同時入所申込みの場合のみ対象とする。
- 7 卒園児は、区内に住所を有し、引き続き翌年度4月からの入所を希望する者を対象とする。ただし、たんぼぼ保育園分園、たんぼぼ保育園第二分園及びグローバルキッズ後楽二丁目園分園を卒園する児童を除く。
- 8 卒園児及び受託又は待機の類型については、いずれか一方のみ加算する。ただし、卒園児の類型に該当した後、新たに受託又は待機の類型に該当した場合を除く。